

令和6年度奈良市ファミリー・サポート・センター事業業務委託実施団体募集要項

1 事業の目的

少子化社会の子育てにおいて、地域における育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を会員として登録し、会員相互の育児に関する援助活動を実施する「ファミリー・サポート・センター事業」を実施する団体（以下「実施団体」という。）を募集します。

※ ファミリー・サポート・センター事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に「子育て援助活動支援事業」として規定され、市が実施主体となり実施団体に委託して事業を実施するものです。

2 事業概要

(1) 業務名

奈良市ファミリー・サポート・センター事業業務委託

(2) 委託上限金額

年間7,000,000円（消費税及び地方消費税0円）

※ 賠償責任保険及び傷害保険等の保険料、一般財団法人女性労働協会負担金については、市が負担します。

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

(4) 実施場所（事務局所在地）

奈良市保健所・教育総合センター

(5) 事務局開設日

月曜日から金曜日まで

※ 原則、毎月第1土曜日は説明会のみ実施することとします。

(6) 事務局開設時間

午前9時から午後5時まで

※ なお、土曜日（(5)に規定する説明会を実施する場合を除く。）、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休業日としますが、市長が必要と認めた時は、事業の実施時間及び実施日を変更することがあります。

3 事業内容

実施団体は、次に掲げる事業を行うものとします。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務に関すること
- (2) 相互援助活動の調整・把握等に関すること
- (3) 相互援助活動に必要な入会時の説明会及び講習会の開催に関すること
- (4) 会員の交流会、研修会等の開催に関すること
- (5) 広報に関すること
- (6) 毎月の会員数・活動状況の報告書及び各種集計表の作成に関すること
- (7) 子育て支援関連施設・事業との連絡調整に関すること
- (8) その他事業の実施に必要な業務

4 業務仕様書

別添のとおり。

5 応募資格

- (1) 応募できる団体（以下「応募団体」という。）は、奈良市内で活動する次のいずれかに該当する法人であるものとします。

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

ウ その他の法人

- (2) 応募団体は、次のいずれの要件も満たすものとします。

ア 子育て支援に関する活動を行っている団体で、地域の市民活動に理解があること。

イ 契約期間中、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

エ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。

オ 役員に以下のア～ウに該当する者がいないこと。

（ア）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

（イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（ウ）公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

カ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

キ 民事再生法、会社更生法の適用を申請した団体でないこと。

ク 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

ケ 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ及び同号ロに掲げる団体でないこと。

コ その他法令等に違反する団体でないこと。

6 提出書類等

- (1) 提出書類

ア 奈良市ファミリー・サポート・センター事業応募申請書（第1号様式）

イ 奈良市ファミリー・サポート・センター事業の業務委託事業者選定申請にかかる誓約書（第2号様式）

ウ 法人の概要（第3号様式）

エ 奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施計画書（第4号様式）

オ 事業に係る収支予算書（第4号様式の2）

カ 法人の役員名簿（第5号様式）

キ 履歴事項全部証明書及び定款又は寄附行為

※ 令和6年度、令和5年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者でない場合は、次のクの書類についても提出してください。

ク 納税証明書の写し

- ・奈良市内の業者（奈良市外の業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。）
[奈良市市民税課で証明]

当該年度分と過去２年分の法人市民税及び固定資産税（申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去２年分）

- ・奈良市外の事業者[国税納税地を管轄する税務署で証明]

その３、その３の２又はその３の３

※ 選考に当たり、追加書類の提出を求めることがあります。

- (2) 提出部数：正１部、副７部（副は複写可）の計８部提出してください。

※ 正１部は、応募団体の住所、称号または名称、代表者職氏名、担当者名及び連絡先を記載すること。副７部は、応募団体が判別できるような社名、企業マーク、個人名等の記載は一切行わないこと。

※ ただし、クの書類については、原本１部の提出で可とします。

※ 提出書類等に記載された個人情報については、ファミリー・サポート・センター事業業務委託実施団体選定に係る事務の目的以外には使用しません。

7 応募の手続

書類の配付、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第７８号）に規定する日は行いません。

- (1) 募集要項の配付

- ・配付期間 令和６年９月３０日（月）から同年１１月１日（金）まで
午前８時３０分から午後５時１５分まで
- ・配付場所 奈良市子ども未来部子ども育成課窓口
奈良市二条大路南一丁目１番１号 奈良市役所中央棟１階
(電話 ０７４２－３４－５０４２)

※ 募集要項等は奈良市ホームページからもダウンロードできます。

- (2) 書類等の提出

- ・提出期間 令和６年９月３０日（月）から同年１１月１日（金）まで
午前８時３０分から午後５時１５分まで
- ・提出場所 配付場所に同じ。提出書類等は、必ず持参してください。郵送等による提出書類等は受け付けません。

- (3) 質問

質問がある場合は、質問票（別紙）に必要事項を記入し、令和６年１０月１１日（金）午後５時までに上記の申込先までＦＡＸ又はメールにて送付してください。後日、質問に関する回答を全応募団体にＦＡＸ又はメールにて連絡します。（質問がない場合は、特に連絡しません。）

なお、質問に対する回答及び関連して別途送付する通知は、本要項と同等の効力をもつものとし、また、電話や来訪等口頭による質問は受け付けません。

※ 質問票は、奈良市ホームページからダウンロードできます。

8 応募上の注意事項

- (1) 提出期間終了後の提出書類等の変更及び追加は、原則として認めません。ただし、市から指示した場合は除きます。
- (2) 応募に際して発生する経費は、すべて応募団体の負担とします。
- (3) 応募団体から提出された書類の著作権は、それぞれの団体に帰属します。ただし、市は、受託団体の決定の公表等に必要な場合には、事業実施計画書等の内容が無償で利用できるものとします。また、提出書類等については、返却しません。
- (4) 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面（辞退届等）により提出してください。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外します。

- (1) 審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- (4) 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

10 応募団体の審査

(1) 審査方針

ア 応募団体の体制が十分で、その運営が適正であること。

・運営方針、組織体制等

イ 事業の実施について、公平性、安定性、継続性のある円滑な運営が図られることが見込まれること。

・事業実績、職員配置体制、職員研修体制、会員数増加に関する方策、説明会・講習会等の効果的な実施、会員を結びつける際の工夫等

ウ 事業の趣旨、目的を十分に理解し、事業運営に強い意思を有するとともに、事業全般について良好な実績を収め、又は収める見込みを有していること。

・事業の理解度、事業実績、地域における育児の実態の把握方法等

エ 地域や関係機関との関係において、事業を良好に運営することが見込まれること。

・地域や関係機関との連携の推進方法等

オ 事業の実施に要する総事業経費の積算等が明確で、かつ、適正であること。

・積算した委託料が適正か否か、コストが妥当であるか等

(2) 審査方法

奈良市ファミリー・サポート・センター事業業務委託事業者選定審査委員会設置要領に基づき、審査委員会において、応募申請書類及びプレゼンテーション等により、事業内容と応募団体の事業企画能力等を審査のうえ、実施団体を決定します。

なお、プレゼンテーション等の審査の際には、応募団体の事業責任者及び事業担当者等で事業内容に詳しい方に、プレゼンテーション等を行って説明していただきます。プレゼンテーション用の資料がある場合は、審査当日のプレゼンテーション開始までに、奈良市役所子ども育成課へ8部提出してください。

(3) 審査結果

審査委員会において、上記の審査方針等に照らして総合的に審査を行い、その審

査結果により実施団体を決定し、奈良市ファミリー・サポート・センター事業委託契約を締結します。審査の結果は、審査を実施した団体に12月中旬頃文書で通知します。

11 事業の実施

審査委員会において決定された実施団体は、市長との間で、委託契約を締結し、事業を実施していただきます。

(1) 委託契約

事業実施に当たり提案していただいた事業内容をもとに、市長との間で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結します。

ア 事業内容

原則として提案していただいた事業内容としますが、市との協議により、修正を必要とする場合があります。

イ 見積書の提出

委託契約の締結をするため、事業に係る経費の見積書（5年間分）の提出が必要です。市が定める予定価格以下の金額で、契約金額を決定します。

ウ 委託料の支払

委託料は、以下のとおり支払います。

- ・奈良市ファミリー・サポート・センター事業…四半期ごとに分割

各月の業務終了後、市は、業務完了報告書及び実績報告書の提出を受け、完了確認の後、委託料を支払います。

エ 事業の再委託の禁止

(ア) 実施団体は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(イ) 実施団体は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(2) 事業実施

委託契約の締結後、契約内容に基づき事業を実施していただきます。

(3) 個人情報保護

委託業務の実施において、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他の関係法規等を遵守するものとします。

(4) 情報公開

受託者は、委託業務を行うに当たって、上記の個人情報に関するものを除き、保有する情報の公開を図らなければなりません。

12 契約の取消し

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することがあります。

- (1) 受託者が業務に関する契約に違反したとき。
- (2) 受託者が管理業務を継続することが適当でないと市が認めたとき。

- (3) 受託者が業務に関する契約を履行することができないと市が認めたとき。
- (4) 施設の廃止等により契約をする必要がなくなったとき。
- (5) 受託者又はその構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかとなったとき。

13 実施団体の決定及び業務開始までの流れ

- (1) 募集要項の配付（奈良市ホームページからダウンロード可）
〈配付期間〉令和 6 年 9 月 3 0 日（月）～1 1 月 1 日（金）
- (2) 質問の受付（電話及び来訪等による口頭での質問は不可）
〈受付最終日〉令和 6 年 1 0 月 1 1 日（金） 午後 5 時まで
- (3) 応募申請書類の提出（奈良市役所子ども育成課へ直接持参のこと）
〈提出期間〉令和 6 年 9 月 3 0 日（月）～1 1 月 1 日（金）まで
- (4) 審査委員会による書類審査、応募団体のプレゼンテーション等：令和 6 年 11 月下旬
- (5) 審査結果通知：令和 6 年 1 2 月中旬
- (6) 契約締結の日：令和 7 年 2 月下旬
- (7) 業務引き継ぎ（必要な場合）：令和 7 年 3 月
- (8) 委託業務の開始：令和 7 年 4 月 1 日（火）

14 問い合わせ

奈良市子ども未来部子ども育成課

所在地：奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市役所中央棟 1 階

電 話：0 7 4 2－3 4－5 0 4 2

F A X：0 7 4 2－3 4－4 7 9 6

E-mail：kodomoikusei@city.nara.lg.jp